

いずみさの
教 育



問合先
学校教育課

一人ひとりの子どもを大切に

平成元(1989)年11月20日、第44回国連総会において、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」が採択されました。今年は、採択後30年の節目を迎えています。この条約は、世界の多くの子ども(条約では、18歳未満のすべての人を定義)が、今日なお、飢えや貧困などの困難な状況におかれている状況をふまえて、世界的な観点から児童の人権の尊重、保護の促進をめざしてつくられました。日本では、平成6(1994)年に批准(条約を認め実行するための同意の手続き)をしました。

条約では、大きく分けて4つの権利が示されています。

【4つの権利】
●生きる権利：すべての子どもが命が守られること

●育つ権利：持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるように、医療や教育、生活への支援などを受けること

●守られる権利：暴力や搾取、有害な労働などから守られること

●参加する権利：自由に意見を表したり、団体をつくったりできること

これらの権利は、子どもたちが安心して生活を送ることができるようにして作られたものです。しかし、この条約が採択されてから30年、日本が批准をして25年がたちますが、今なお、子どもたちを取り巻く環境は大変厳しい状況です。新聞報道においても、毎日のように子どもの痛ましいニュースが報道されています。

節目である今年を一つの機会ととらえ、すべての子どもが、笑顔で過ごすことができるように、家庭や地域と連携を密にしていくな必要があると考えます。そして、見守り活動や子どもたちが安心できる居場所づくりなどの取組を、今後一層進めていきます。



学校園紹介



学校プールが完成しました
～第二小学校～

第二小学校では昨年度末までに学校プールが建設されました。完成した学校プールは長さ25メートルで、水深の深いレーンと浅いレーンが金属製の柵によって仕切られ、低学年児童も利用しやすい施設となっています。設置された浄化設備はプールの水をきれいに保ち、災害時には飲み水としての利用が可能となっています。またプールの底を移動しながら掃除する機械もあり、設備面でたいへん充実したプール施設となっています。

今年度は6月下旬から7月初旬にかけてこの学校プールを使って水泳の授業を行いました。プール全体が鮮やかな青色に映えた新しいプールで、子どもたちは元気に楽しく水泳の授業を受けることができました。これまでは学校から離れたプール施設で年に数回程度しか水泳の授業が実施できませんでしたが、今年度は各学年とも10時間ずつ実施することができました。顔を水につけるのがやっとという低学年の児童が水の中の運動遊びを通して水に慣れ親しみ、高学年になるとときにはクロールや平泳ぎで長く泳げるようになることをめざして、これからも安全面に留意しながら学校プールでの水泳授業を実施していきます。



お互いの顔と顔が見える関係づくり
(人と人との繋がりを大切にできる学校)
～第三中学校～

第三中学校は人権を大切にする学校です。人権とは「優しさ」「自分を、相手を大切にすることだ」と考えています。第三中学校ではこのことを念頭におきながら、「いろんな個性をもった子どもが、生き生きと暮らしている学校」を目標に様々な活動に取り組んでいます。その活動の中で大事にしていることの一つとして、「お互いの顔と顔が見える関係づくり」があります。昨年度の取組および引き続き取り組んでいることの一部分を紹介します。

●あいさつ運動(4月～11月)

本校では毎週火曜日と金曜日の午前8時～8時30分に、民生委員児童委員さんが「明朗で健全な地域社会づくり」を目標に、正門でのあいさつ運動を実施してくださっています。

●環境浄化活動(7月7日)

校区の青少年指導員のみなさんが中心となって校区や学校内外の清掃活動を実施しました。活動内容は青少年指導員さんが校区の違法看板撤去・空き缶拾いなど、教職員や地域のみなさんと生徒は学校内外の清掃活動です。更正保護女性会のみなさん、PTAや地域のみなさんを含め約150人が参加し、汗を流しながら一生懸命活動を行いました。

●モンゴルの選手との交流(2月22日)

モンゴルのナショナルチームのマラソン選手(泉州国際マラソンで男女共優勝)10人が来校し、陸上部の練習に参加したり、生徒会との交流(インタビュー)を実施しました。

今後も「お互いの顔と顔が見える関係づくり」を目標に、このような活動・行事をより一層大切にしていきます。

